

いわくらゼロカーボン事業者認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動における地球温暖化対策を主体とした環境配慮に資する取組を、自主的かつ積極的に実施している事業者をいわくらゼロカーボン事業者として認証するいわくらゼロカーボン事業者認証制度(以下「認証制度」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 いわくらゼロカーボン事業者の区分は、次のとおりとする。

- (1) ゴールド認証事業者
- (2) シルバー認証事業者
- (3) ブロンズ認証事業者

(対象)

第3条 認証制度の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業所の所在地が岩倉市内にあること。
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。
 - ア ゴールド認証事業者 別表に掲げる項目のうち、必須項目を全て実施し、かつ、選択項目を6個以上実施していること。
 - イ シルバー認証事業者 別表に掲げる項目のうち、必須項目を全て実施し、かつ、選択項目を4個以上実施していること。
 - ウ ブロンズ認証事業者 別表に掲げる項目のうち、必須項目を全て実施し、かつ、選択項目を2個以上実施していること。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。
- (4) 岩倉市暴力団排除条例(平成24年岩倉市条例第22号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が所属していないこと。

(申請及び認証)

第4条 いわくらゼロカーボン事業者としての認証を受けようとする事業者は、いわくらゼロカーボン事業者認証(更新)申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適

当と認めるときは、第2条各号に掲げる区分により認証するものとする。
(認証ステッカー等の交付)

第5条 市長は、いわゆるゼロカーボン事業者として認証した事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを交付する。

- (1) ゴールド認証事業者 認証ステッカー（様式第2）及び認証書（様式第3）
- (2) シルバー認証事業者 認証ステッカー及び認証書
- (3) ブロンズ認証事業者 認証ステッカー
(認証の有効期間)

第6条 認証事業者の認証の有効期間は、第4条第2項の規定により市長が認証した日から、その日の属する年度の2年後の年度の末日までとする。
(認証の更新)

第7条 前条の規定による認証の有効期間の満了後、引き続き認証事業者としての認証を受けようとする認証事業者は、申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

- 2 認証の更新の手続には、第4条第2項の規定を準用する。
(申請事項等の変更)

第8条 認証事業者は、申請事項等に変更が生じたときは、認証の区分の変更を伴う場合はいわゆるゼロカーボン事業者認証区分変更申請書（様式第4。以下「変更申請書」という。）を、その他の場合はいわゆるゼロカーボン事業者実施事項等変更届出書（様式第5）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該認証事業者の認証の区分を変更するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により認証の区分を変更した認証事業者（変更後の認証の区分がゴールド認証事業者又はシルバー認証事業者である者に限る。）に対し、変更後の区分による第5条第1号又は第2号に掲げる認証書（以下「認証書」という。）を交付するものとする。
- 4 第2項の規定により認証の区分を変更された認証事業者（変更前の認証の区分がゴールド認証事業者又はシルバー認証事業者である者に限る。）

る。)は、変更前の認証の区分による認証書を、速やかに市長に返却しなければならない。

- 5 第2項の規定により認証の区分を変更した場合の認証の有効期間は、同項の規定により市長が認証の区分を変更した日から、その日の属する年度の2年後の年度の末日までとする。

(実施内容の報告)

第9条 認証事業者は、毎年3月31日までに、いわくらゼロカーボン事業者実施内容報告書(様式第6)により当該年度の実施内容を市長に報告しなければならない。

(認証の取消し等)

第10条 市長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により認証を受けたとき。
- (3) その他市長が認証事業者として適当ではないと判断したとき。

- 2 市長は、認証事業者がその認証を受けた区分の要件を満たしていないことを確認したときは、当該認証事業者の認証の区分を変更することができる。

(確認)

第11条 市長は、特に必要と認める場合には、認証事業者に対して、聞き取り又は現地確認を実施することができる。

(広報)

第12条 市長は、認証事業者の取組事例について、事例集の発行、市のホームページへの掲載等により普及啓発に努めるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	項目	取組例
必須項目	1 ゼロカーボンに関する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への環境教育の実施（eラーニングを含む。） ・教育記録の作成
	2 ごみの発生抑制、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、使用済み用紙の裏紙利用等 ・古紙の分別回収 ・事務用品、文具等のリユース利用 ・使い捨て製品、容器包装等の購入、使用等の削減 ・マイボトル給水スポットの設置 ・製造工程での廃棄物の発生抑制、リサイクル等 ・環境配慮製品の企画・設計 ・使用済み自社製品の回収及びリサイクルシステムの実施
	3 日常的な省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断の実施 ・空調機の設定温度の適正化、空調機の稼働時間の短縮化等の実施 ・照明ランプ、空調フィルター等の定期的な清掃 ・不要照明の消灯、OA機器等の不使用時のスイッチオフ
	4 環境ラベル商品の購入、使用等	<ul style="list-style-type: none"> ・OA用紙、文具類、作業服等の購入、使用等
	5 岩倉市の環境に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃等の環境美化活動 ・外来生物駆除に関する活動 ・桜の保全活動 ・在来種を育てよう運動
選択項目	1 再生可能エネルギー発電設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等の導入かつ自家消費
	2 再生可能エネルギー由来の電力の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、風力等の再生可能エネルギーで発電された電力の購入
	3 敷地内緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化、壁面緑化又は緑のカーテンのいずれかの実施 ・敷地面積の10%以上の緑化の実施

	4 建物の環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の ZEB・Nearly ZEB・ZEB Ready・ZEB Oriented の認証取得
	5 食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員食堂等での食べきりの呼びかけ、小盛りメニューの導入等 ・ フードドライブの実施 ・ 事業活動から発生する食品ロス削減の取組 ・ フードシェアリングサービスの実施
	6 エコモビリティ (環境にやさしい交通手段の選択)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関・自転車・徒歩の利用促進等 ・ エコドライブの推進(燃費改善、エコドライブ講習等の実施) ・ 電気自動車、燃料電池自動車等の導入 ・ 自転車利用者への空気入れの貸出し、休憩所の提供等を無料で行うサービス拠点の設置
	7 高効率な省エネルギー機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ LED照明の導入 ・ 屋内外照明の人感センサー等による自動点滅の導入 ・ 省エネタイプの誘導灯を導入 ・ 複層ガラス等による建屋断熱強化

備考 各項目の取組例のうち一つ以上を実施していれば、当該項目を実施しているものとする。